

四日市市消防本部訓令第3号

四日市市消防団表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防団表彰規程の一部を改正する規程

四日市市消防団表彰規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、四日市市消防団規則（昭和41年四日市市規則第8号。以下「規則」という。）第<u>27</u>条の規定に基づき、消防団、分団、団員及び団員の家族の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（功労表彰の要件）</p> <p>第3条 前条第1号に規定する功労表彰の要件は、次の各号に定めるところとする。<u>ただし、四日市市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第4条の2に規定する休団期間中は、在職年数に算入しないものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>（記念品の額）</p> <p>第5条 第2条第3号に規定する記念品の額は、次の各号の表に掲げる額以内とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、四日市市消防団規則（昭和41年四日市市規則第8号。以下「規則」という。）第<u>26</u>条の規定に基づき、消防団、分団、団員及び団員の家族の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（功労表彰の要件）</p> <p>第3条 前条第1号に規定する功労表彰の要件は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>（記念品<u>料</u>の額）</p> <p>第5条 第2条第3号に規定する記念品<u>料</u>の額は、次の各号の表に掲げる額以内とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(略)</p>

<p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(家族表彰)</p> <p>第7条 第2条第4号に規定する表彰は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記念品の額は3,000円以内とする。</p> <p>第5号様式 功労表彰上申書(第4条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(家族表彰)</p> <p>第7条 第2条第4号に規定する表彰は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記念品料の額は3,000円以内とする。</p> <p>第5号様式 功労表彰上申書(第4条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>
--	---

【別記1】

改正後

第	号		年	月	日
四日市市消防団長					
四日市市長 様					
消防団員功労表彰について(申請)					
所属分団名		四日市市消防団 分団			
職氏名					
生年日		年 月 日 生			
拝命年月日		年 月 日 拝命			

勤続年数	年 月
その他 参考事項	

改正前

参 考 事 項 他	勤 続 年 数	生 年 月 日 職 氏 名	所 属 分 団 名	消 防 団 員 功 勞 表 彰 に つ い て ( 申 請 )	四 日 市 市 長  殿	四 日 市 市 消 防 団 長	第 号   年 月 日
	年 月	年 月 日 生 日 任 命	四 日 市 市 消 防 団  分 団				

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)